

## 停止の異動願(届)

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿  
下記のとおり願出(届出)いたします。

学 校 名	届 出 年 月 日	20	年	月	日
学部・学科(課程・研究科)	生 年 月 日		年	月	日
奨学生番号(給付奨学金)	学 籍 番 号				
5 2 0	学 年				年
貸与奨学金及び給付奨学金(旧制度)の「異動願(届)」は様式が異なります。別途作成してください。	フリガナ				
	氏 名				(奨学生の自署が必要)

以下、該当する【停止】の種類及び留学時の身分(留学, 在学等)を☑で選択。  
太枠は必須。

※振込超過がある場合は処理ができないため、返戻が必要。

記入者	<input type="checkbox"/> 【停止(本人都合)】		
奨学生	本人都合	停止開始希望年月※ 20 年 月	※奨学生が給付奨学金の支給の「停止」を希望する年月を記入。ただし、海外留学支援制度(協定派遣)を受給するため、給付奨学金を「停止」する場合は、記入があっても無効。(受給開始年月に基づいて「停止」)
学校		卒業期※ 20 年 月 (見込)	※学校による「卒業期」の記入が必要。

【留学情報】 学校記入欄。該当するものを☑で選択する。		【留学情報】欄 記入上の注意	
国 名		※1 通常はいずれか1つに☑を付ける。留学中に複数の身分が存在する場合は☑を付けず、□内に時系列順に1又は2の番号を付ける。「記入例」参照。	
留学時の身分※1	<input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 在学	※2 通常は1.に「留学時の身分」欄で☑を付けた期間を記入する。「留学」を選択した場合は「留学」の身分に異動する期間を記入し、実際に渡航する期間は記入しない。「在学」を選択した場合は学校で把握する留学期間を記入する。「留学時の身分」欄に☑でなく1又は2の番号を付けた場合は、番号と対応する期間を本欄の1.及び2.に記入する。「記入例」参照。	
上記で選択した身分の期間※2	1. 20 年 月 日 ~ 20 年 月 日 (2. 20 年 月 日 ~ 20 年 月 日)	※3 この2つ以外は「私費」として取扱い、記入不要。	
国費情報※3	<input type="checkbox"/> 海外留学支援制度(協定派遣) <input type="checkbox"/> 官民協働海外留学支援制度 受給期間: 20 年 月 ~ 20 年 月		
第二種奨学金(短期留学)申請	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

以下、学校記入欄

### 振込超過及びスカラAC入力日

振込超過 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	20 年 月 ~ 20 年 月
スカラAC「振込保留」入力日	20 年 月 日
スカラAC「異動」入力日※	20 年 月 日

※振込超過がある場合は異動の入力を行わず、「振込金受取書」のコピーとともに「停止の異動願(届)」を本機構に送付してください。組戻しを依頼した場合も入力せず送付してください。

### (機構使用欄)

最終振込年月	20 年 月	振込超過 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	20 年 月 ~ 20 年 月
要返戻金額	円	異動始期	20 年 月

上記記載のとおり相違ないことを証明いたします。

(学校の証明) 20 年 月 日

学 校 名 大阪大学

関係課長(※) 教育・学生支援部学生・キャリア支援課長 岡田行弘

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

電話番号(担当者名)	学校番号	区分
06 - 6850 - 5037 ( )	10600501	

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

提出先	郵送の要否	スカラAC入力
異動・補導係	不要	必要

## 「停止の異動願(届)」の記入例

記入者	<input checked="" type="checkbox"/> 【停止(本人都合)】		
奨学生	本人都合	停止開始希望年月※ 2021 年 10 月	※奨学生が給付奨学金の支給の「停止」を希望する年月を記入。ただし、海外留学支援制度(協定派遣)を受給するため、給付奨学金を「停止」する場合は、記入があっても無効。(受給開始年月に基づいて「停止」)
学校		卒業期※ 2022 年 3 月 (見込)	※学校による「卒業期」の記入が必要。

【留学情報】 学校記入欄。該当するものを <input checked="" type="checkbox"/> で選択する。		【留学情報】欄の記入の注意点
国名	アメリカ合衆国	
留学時の身分※1	<input checked="" type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 在学	※1 通常はいずれか1つに <input checked="" type="checkbox"/> を付ける。留学中に複数の身分が存在する場合は <input checked="" type="checkbox"/> を付けず、 <input type="checkbox"/> 内に時系列順に1又は2の番号を付ける。「記入例」参照。
上記で選択した身分の期間※2	1. 2021年10月1日～2022年9月30日 (2. 20 年 月 日～20 年 月 日)	※2 通常は1.に「留学時の身分」欄で <input checked="" type="checkbox"/> を付けた期間を記入する。「留学」を選択した場合は「留学」の身分に異動する期間を記入し、実際に渡航する期間は記入しない。「在学」を選択した場合は学校で把握する留学期間を記入する。「留学時の身分」欄に <input checked="" type="checkbox"/> でなく1又は2の番号を付けた場合は、番号と対応する期間を本欄の1.及び2.に記入する。「記入例」参照。
国費情報※3	<input type="checkbox"/> 海外留学支援制度(協定派遣) <input checked="" type="checkbox"/> 官民協働海外留学支援制度 受給期間: 2021年10月～2022年9月	※3 この2つ以外は「私費」として取扱い、記入不要。
第二種奨学金(短期留学)申請	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

### ●停止(本人都合)の記入上の注意点

- ・奨学生本人の自署が必要。
- ・学籍上の身分が留学又は在学で、私費又は官民協働海外留学支援制度を受給するため本人都合で「停止」する場合の異動始期は、奨学生が停止を希望する年月。上記例の場合は、2021年10月。
- ・海外留学支援制度(協定派遣)を受給するため本人が給付奨学金を停止する場合の異動始期は、海外留学支援制度(協定派遣)を受給する月。

(例：複数の身分が存在する場合の書き方)

【留学情報】 学校記入欄。該当するものを <input checked="" type="checkbox"/> で選択する。	
国名	アメリカ合衆国
留学時の身分※1	<input type="checkbox"/> 2 留学 <input type="checkbox"/> 1 在学
上記で選択した身分の期間※2	1. 2021年8月15日～2021年9月30日 (2. 2021年10月1日～2022年9月30日)

↑学籍上の身分が「留学」の前に在学の身分で渡航し、学校がそれを留学と認める場合はこのように記入する。  
一方、学籍上の身分が「留学」で2021年10月1日から始まる場合は、「留学」をで選択し、「上記で選択した身分の期間」欄の1に留学期間のみを記入する。



<input checked="" type="checkbox"/> 【休止(留学)】	
【留学情報】 学校記入欄。該当するものを <input checked="" type="checkbox"/> で選択する。	
国名	アメリカ合衆国
留学時の身分	休学
休学期間	1. 2021年10月1日～2022年9月30日
国費情報(ある場合のみ)※3	<input checked="" type="checkbox"/> 海外留学支援制度(協定派遣) <input type="checkbox"/> 官民協働海外留学支援制度 受給期間: 2021年10月～2022年9月
第二種奨学金(短期留学)申請	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

↑なお、「停止」終了後「休学」になった場合は、別途「休止」の処理が必要。上記例のとおり、引続き2021年10月1日から「休学」の身分で留学になった場合は、「停止からの復活の異動願(届)」及び「休止の異動願(届)」での処理が必要。